

議案第 2 1 号

大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例の一部改正について

大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 8 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、学校教育法の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 4 6 号）が平成 2 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、この条例の一部を改正する必要があるからである。

大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例（昭和53年大口町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「、中学校（中等教育学校）」を「（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校）」に、「を含む。）又は盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に、「小学部若しくは中学部」を「中学部を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(受給資格者)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続き小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者を含む。以下「児童」という。）を現に扶養しているもの（以下「母子家庭の母」という。）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続き小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は盲学校、聾学校及び養護学校の小学部若しくは中学部に在学する者を含む。以下「児童」という。）を現に扶養しているもの（以下「母子家庭の母」という。）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2・3 略</p>

改正要旨

1 改正の趣旨

学校教育法の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）が平成28年4月1日から施行され、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設されたことに伴い、関係規定を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 義務教育学校とは

小中一貫教育を実施することを目的とした学校で、現在「6・3制」となっている小学校と中学校の区切りを「5・4」等のように学校が柔軟に決めることができます。

(2) 受給資格者の改正（第2条関係）

義務教育学校の前期課程を「小学校」に、後期課程を「中学校」にそれぞれ含めることとし、併せて盲学校、聾学校及び養護学校の名称が特別支援学校に統一化されたことに伴い、規定の整理を行うものです。

3 施行期日

平成28年4月1日から施行します。